

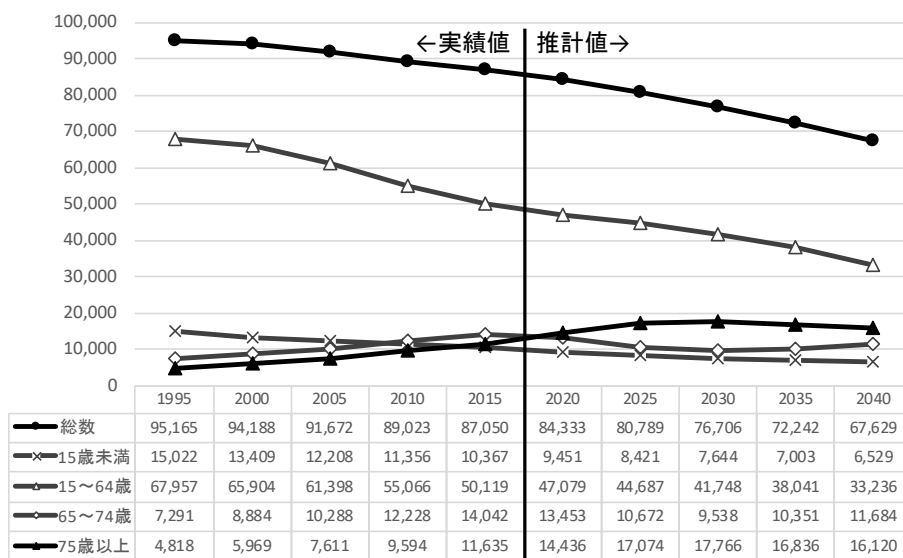
3 大和郡山市の社会条件

3-1 人口動向

(1) 人口の推移

本市の人口は平成7（1995）年の95,165人をピークに減少に転じ、平成27（2015）年時点では87,050人となっています。平成27年国勢調査人口をもとに国土技術政策総合研究所の「将来人口・世帯予測ツール」を用いて推計すると、このまま推移すれば35年後の令和22（2040）年には約6.8万人まで減少することが予測されています。

また、65歳以上の高齢者人口は令和2（2020）年から微減傾向になると推計されますが、年少人口及び生産年齢人口も大幅に減少するため、高齢化率は今後も上昇していくものと予想されます。

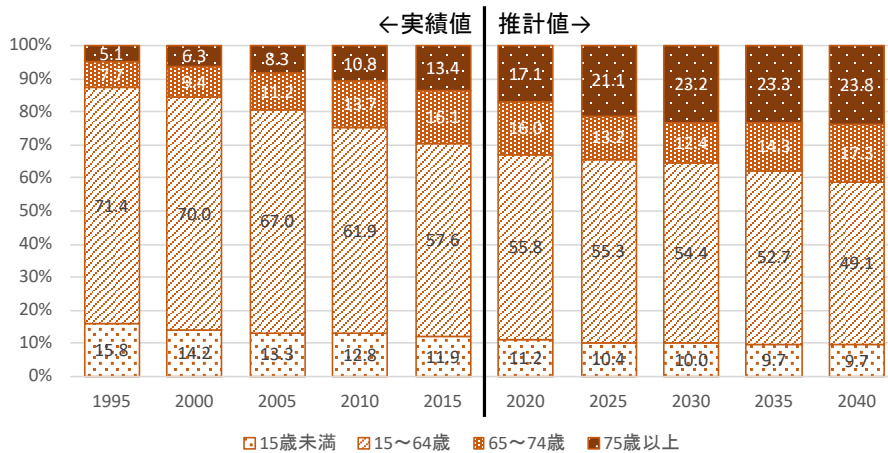


※総人口は年齢不詳を含むため、年齢3階層の合計と一致しない場合がある。

(出典)実績値:総務省「国勢調査」、

推計値:国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツールV2(H27国勢調査対応版)」を用いて作成

図 1-11 大和郡山市の人口の推移



※年齢不詳を除いて年齢4階層の比率を算出している。

(出典)実績値:総務省「国勢調査」、

推計値:国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツールV2(H27国勢調査対応版)」を用いて作成

図 1-12 大和郡山市の年齢3階層別人口比率の推移

(2) 年少人口と後期高齢者人口の分布状況

平成 27 (2015) 年の国勢調査結果をもとに 100mメッシュ単位の市内の年少人口 (15 歳未満) の比率と後期高齢者人口 (75 歳以上) の比率を図 1-13 及び図 1-14 に示します。

年少人口を見ると、JR 大和路線の郡山駅や大和小泉駅の周辺、西部住宅団地の一部等で年少人口比率が 20%を越えるメッシュが見られます。一方、後期高齢者人口では、平野部や矢田丘陵の山麓部の旧集落地など市街地縁辺部の集落に見られるほか、中心市街地の一部で 40%を超えるメッシュが多くなっています。

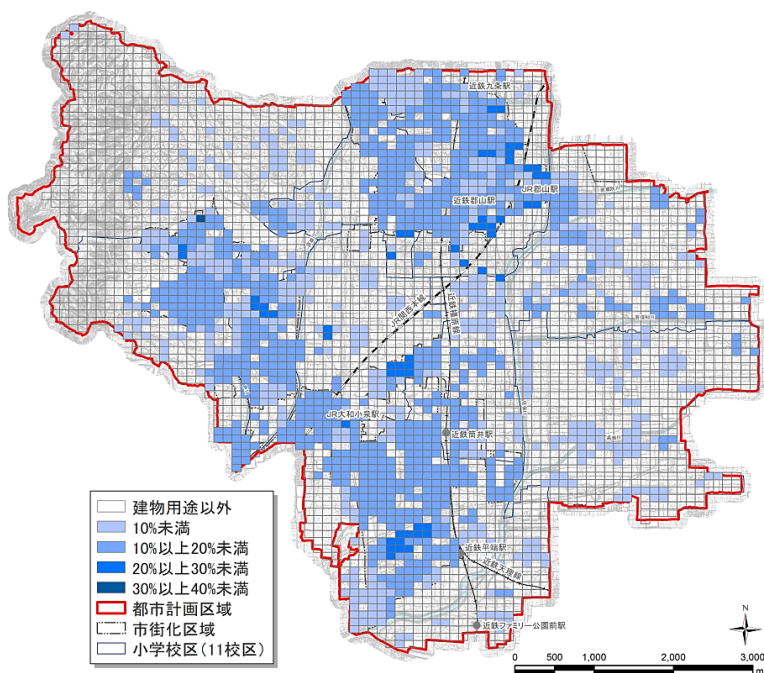


図 1-13 年少 (15 歳未満) 人口の分布 (100m メッシュ)

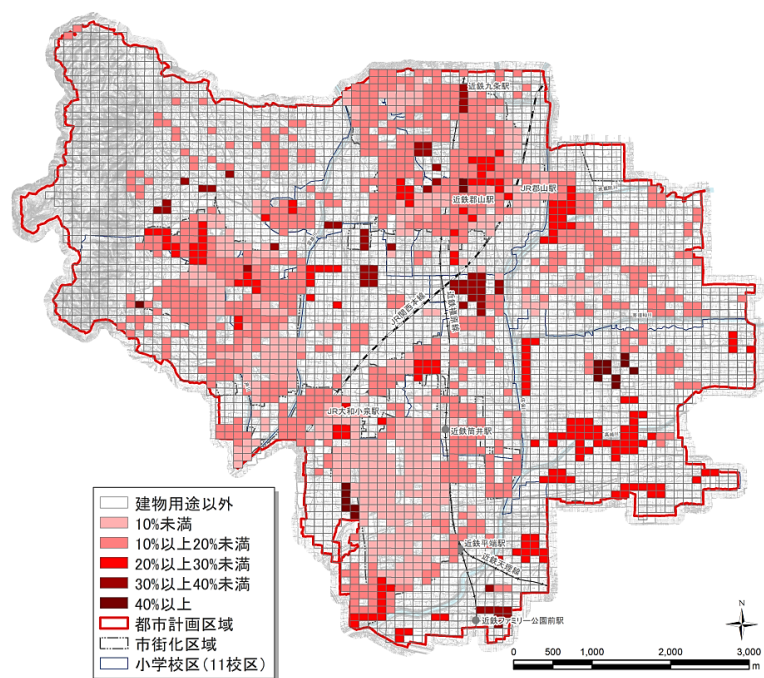


図 1-14 後期高齢者 (75 歳以上) 人口の分布 (100m メッシュ)

出典：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V2 (H27 国調対応版)」を用いて作成

(3) 将来人口の地域分布の予測

次に、平成 27(2015)年と令和 17(2035)年予測の人口分布を比較すると、平成 27(2015)年では、60 人/ha 以上の密度の地域が市街化区域全体に広く広がり、特に、近鉄主要駅周辺や西部住宅団地に広範囲に分布しています。しかし、令和 17(2035)年には市内全域で減少し、60 人/ha の地域は主要駅周辺に限られるようになってしまうと予想されます。このように、市内全域で人口の減少が進み、市街地内にも空洞化が目立つようになります。

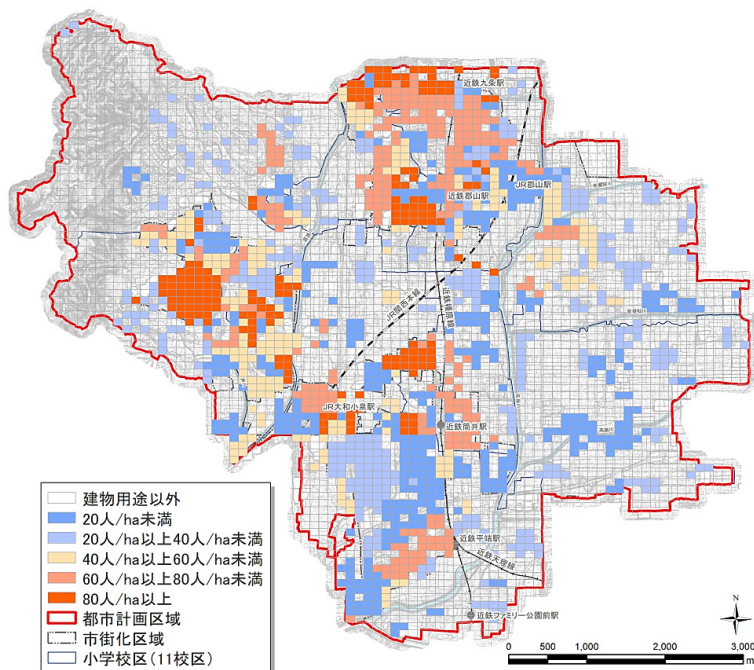


図 1-15 平成 27(2015)年国勢調査人口による市内の人口分布

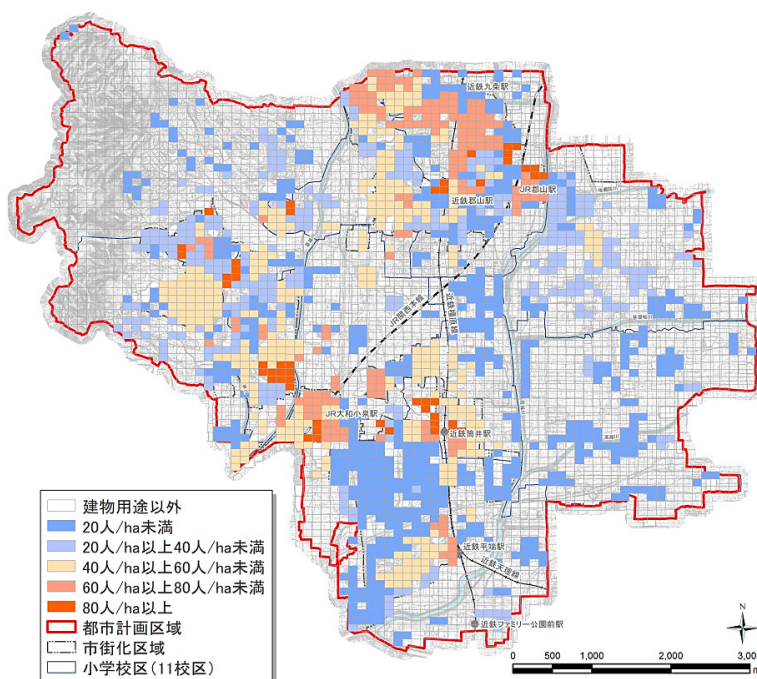


図 1-16 令和 17(2035)年の市内の人口分布予測

出典：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V2 (H27 国調対応版)」を用いた計算結果を加工して作成

3-2 産業の動向

(1) 工業の概況

平成 26 年工業統計調査によると、本市における事業所数は、奈良市の 193 事業所に次ぐ 147 事業所となっており、構成比で 7.1%を占めています。

従業者数では県内で最も多く、11,509 人（構成比 18.7%）であり、県内 2 位の橿原市 5,277 人（同 8.7%）を大きく引き離しています。また製造品出荷額についても県内で最も多く、4,407 億円（構成比 23.2%）となっています。

ここから、本市内の工場・事業所は他の市町村と比較して大規模事業所が多いと推測できます。

(2) 商業の概況

平成 26 年商業統計調査によると、本市の事業所数は、奈良市の 2,112 事業所、橿原市の 967 事業所に次いで 692 事業所（構成比 7.4%）となっています。また、従業者数においても奈良市の 18,600 人、橿原市の 8,304 人に次いで 6,625 人（構成比 9.6%）となっています。

年間商品販売額は、奈良市が 539,684 百万円、橿原市が 251,844 百万円であり、本市が 221,791 百万円となっています。

売場面積をみると、奈良市が 368,418 m²、橿原市が 203,395 m²に対して、本市は 106,928 m²（7.5%）となっています。

本市においては、イオンモール大和郡山やアピタ大和郡山店に代表される大規模商業施設が大きな比重を占めており、これらの大規模商業施設における緑化が重要であると考えられます。

(3) 農業の概況

耕地面積率や水田面積率に関して、全国平均（耕地面積率：11.9%、水田面積率：54.4%）、奈良県平均（耕地面積率：5.6%、水田面積率：70.7%）に比べ、本市は耕地面積率 25.8%、水田面積率 90.0%と非常に高いものとなっています。

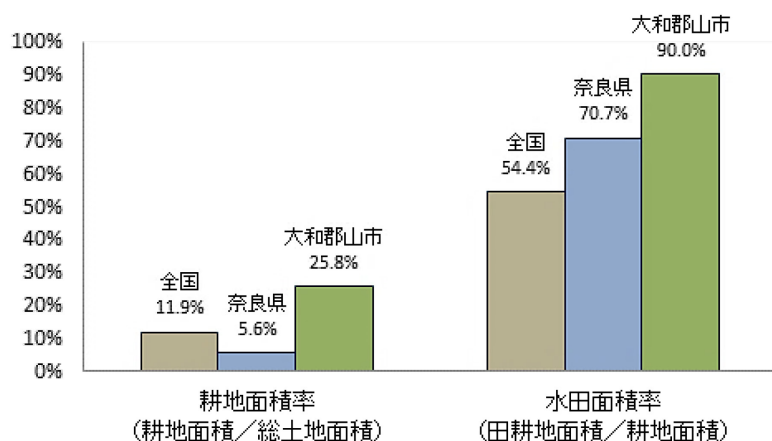


図 1-17 大和郡山市の耕地面積と水田面積

水田の反収は 527.9 kg/10a(3,220t/610ha)と全国平均（529.3 kg/10a（7,780 千 t/1,470 千 ha））とほぼ同水準です。野菜類の産出額は 1 経営体当たり 451.8 万円/年（75 千 万円・166 経営体）です。このため本市が県内でも生産性の高い優良な農耕地帯となっています。

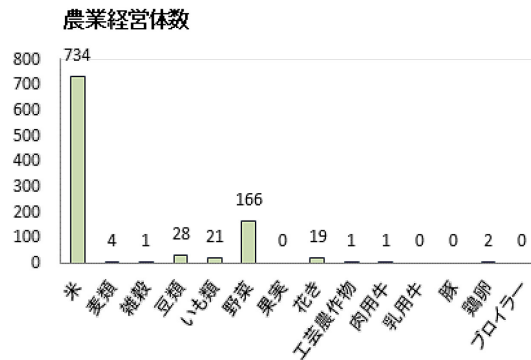
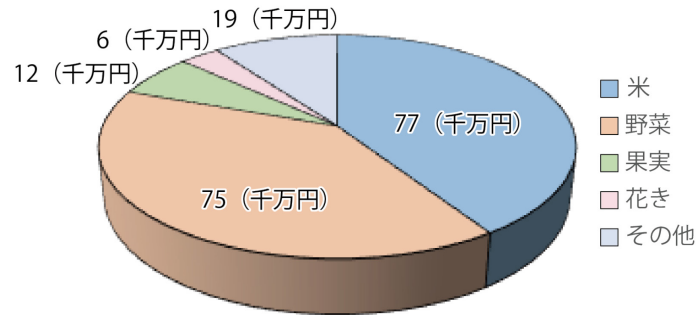


図 1-18 大和郡山市の農業産出額と品目別農業経営体数

出典：農水省ホームページ わがマチ・わがムラ

3-3 土地利用の現況

本市は市域全域（4,268.0ha）が都市計画区域に指定されており、そのうち市街化区域は1,135.8ha、市街化調整区域は3,132.2haとなっています。

市域全体では、自然的土地利用が2,268.5haで53.2%、都市的土地利用が1,999.5haで46.8%です。自然的土地利用のうち農地が1,330.5haで31.2%となっています。農地は水田が932.8ha（21.9%）、畑地が397.7ha（9.3%）となっています。水田と畑地の比率はおおよそ2：1程度になります。市域西部の矢田丘陵以外では全体的に山地や丘陵部が少ないため、自然的土地利用は農地が大勢を占めています。

市街地は、郡山城跡周辺の城下町周辺に商業地や住宅地が、西部住宅団地には住宅地がまとまっています。また、平野部の調整区域に旧集落地や一部開発住宅地なども点在しています。さらに、市域南部に昭和工業団地が整備されています。

本市の土地利用の特徴としては、年間降水量が少ないため、古来より多数の農業用ため池が設置されていることです。このうち、江戸時代後期以降には金魚の養殖池に転用されたものも見られ、市域の平坦部にはこれらの水面が連担して広がり、水面面積は185.4ha（市域の4.3%）にも及んでいます。

現計画が策定された平成9年と比較すると、「農地」が1,604.3haから1,330.5haになるなど約17%も減少する一方で、耕作放棄地を含む「その他の自然地」が129.8haから245.8haへと約90%の増加が見られることも特徴的です。

表 1-2 土地利用現況表

面積単位: ha

土地利用区分	平成27年(2015年)							増減率	平成9年 (1997年)	
	市街化区域		市街化調整区域		都市計画区域					
自然的 土地 利用	農地	田	10.5	0.9%	922.3	29.4%	932.8	21.9%	75.2	1,241.2
		畑	44.3	3.9%	353.4	11.3%	397.7	9.3%	109.5	363.1
	小計		54.8	4.8%	1,275.7	40.7%	1,330.5	31.2%	82.9	1,604.3
	山林	27.0	2.4%	479.8	15.3%	506.8	11.9%	102.4	494.8	
	水面	24.7	2.2%	160.7	5.1%	185.4	4.3%	98.4	188.4	
その他の自然地	27.6	2.4%	218.2	7.0%	245.8	5.8%	189.4	129.8		
小計		134.1	11.8%	2,134.4	68.1%	2,268.5	53.2%	93.8	2,417.3	
都市的 土地 利用	宅地	住宅用地	437.0	38.5%	259.1	8.3%	696.1	16.3%	-	-
		商業用地	79.7	7.0%	69.0	2.2%	148.7	3.5%	-	-
		工業用地	132.1	11.6%	100.4	3.2%	232.5	5.4%	-	-
		小計	648.8	57.1%	428.5	13.7%	1,077.3	25.2%	108.9	989.3
	公益施設用地	92.8	8.2%	134.8	4.3%	227.6	5.3%	77.6	293.4	
	道路用地	166.0	14.6%	241.7	7.7%	407.7	9.6%	104.8	389.1	
	交通施設用地	8.0	0.7%	11.5	0.4%	19.5	0.5%	49.4	39.5	
	公共空地	17.3	1.5%	71.8	2.3%	89.1	2.1%	-	-	
	その他の公的施設用地	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	-	-	
	その他の空地	68.8	6.1%	109.5	3.5%	178.3	4.2%	150.6	118.4	
小計		1,001.7	88.2%	997.8	31.9%	1,999.5	46.8%	109.3	1,829.7	
合計		1,135.8	100.0%	3,132.2	100.0%	4,268.0	100.0%	-	-	
可住地		652.2	57.4%	2,216.4	70.8%	2,868.6	67.2%	-	-	
非可住地		483.6	42.6%	915.8	29.2%	1,399.4	32.8%	-	-	
工業専用地域		134.2	11.8%	0.0	0.0%	134.2	3.1%	-	-	

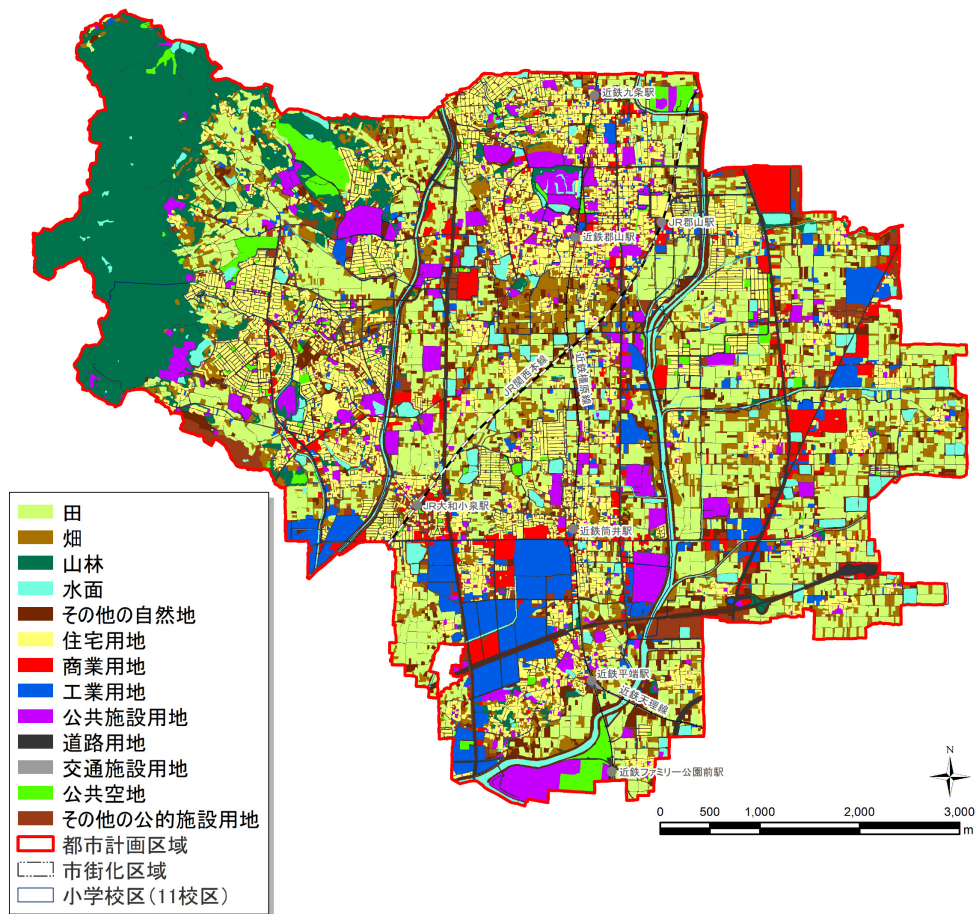


図 1-19 土地利用現況図

出典：市資料、平成 26（2014）年度都市計画基礎調査

3-4 市街化区域の用途地域指定

本市は市域全域が都市計画区域に指定され、市街化区域の線引きがなされています。市街化区域面積は 1,135.8ha であり、郡山城跡を中心とした旧市街と、西部住宅団地と昭和工業団地の南西部に大きく二分され、それに加えて北東部の奈良市との市境付近の大規模商業施設用地が市街化区域に指定されています。

本市の用途指定は、市の形成過程を受けて比較的明確です。住居系用途地域は郡山城跡周辺の旧市街と西部住宅団地などが地域指定されています。商業系用途地域は、旧市街の JR 郡山駅及び近鉄郡山駅周辺のほか鉄道各駅周辺、北東部の大規模商業施設が地域指定されています。

工業系は、旧市街では商業系用途地域と住居系用途地域との緩衝部に準工業地域が指定されています。昭和工業団地は、工業専用地域と工業地域に指定されていますが、その周辺には一部準工業地域も指定されています。

表 1-3 大和郡山市市街化区域の用途地域指定

名称		面積 (ha)	市街化区域面積 に対する割合
住居系	第1種低層住居専用地域	107.3	9.4%
	第1種中高層住居専用地域	71.5	6.3%
	第1種住居地域	556.1	49.0%
	小計	734.9	64.7%
商業系	近隣商業地域	20.1	1.8%
	商業地域	106.8	9.4%
	小計	126.9	11.2%
工業系	準工業地域	78.9	6.9%
	工業地域	58.7	5.2%
	工業専用地域	136.4	12.0%
	小計	274.0	24.1%
合計		1,135.8	100.0%

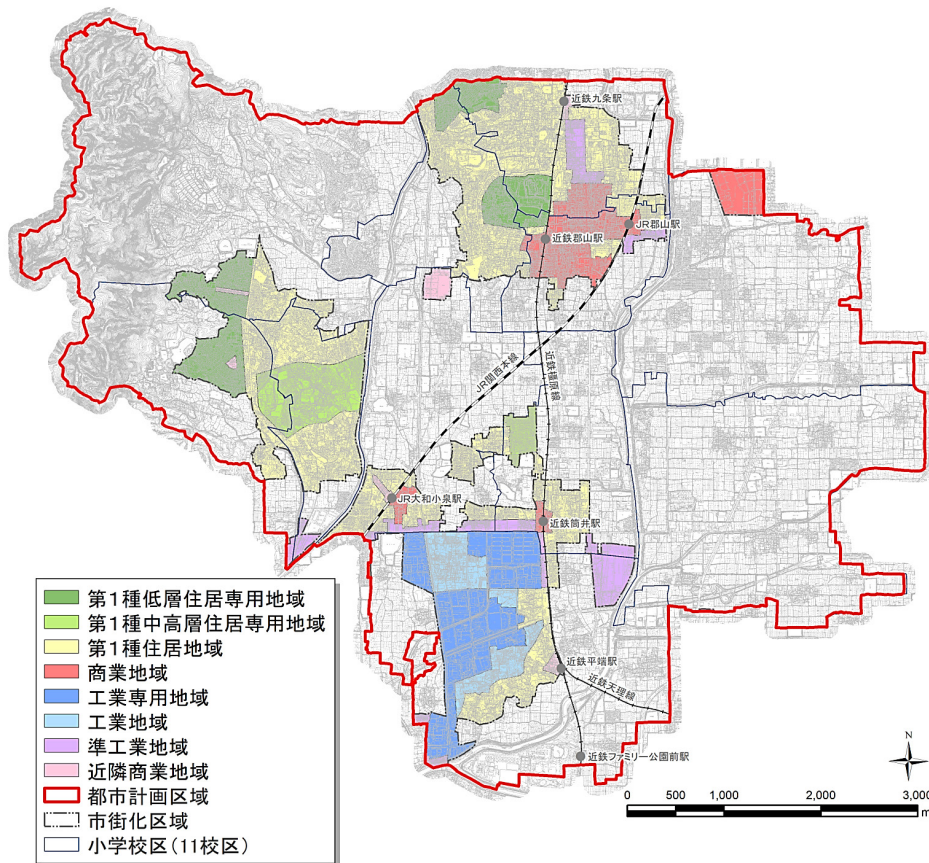


図 1-20 用途地域図

出典：市資料、平成 26（2014）年度都市計画基礎調査

3-5 レクリエーション施設

市内には、市民のレクリエーション活動に資する施設として、グラウンドやスポーツ施設や屋外レクリエーション施設が総合公園や運動公園、地区公園などに整備されています。

また、矢田丘陵には、ハイキングコースや里山の駅「風とんぼ」などが整備されており、自然的レクリエーションを楽しむ場として市民に親しまれています。

その他、民営のゴルフ練習場（7ヶ所）やサッカー場などが市内各地に点在しています。

表 1-4 屋外レクリエーション施設、ハイキングコースの現況

番号	施設の名称	主な施設等	設置主体
1	大和郡山市総合公園	野球場、テニスコート、等	公共
2	西池グラウンド	グラウンド	公共
3	大和郡山市九条公園	グラウンド、ゲートボール、プール、等	公共
4	まほろば健康パーク	野球場、スイムピア奈良、等	公共
5	DMG MORI やまと郡山城ホール	弓道場、等	公共
6	矢田の道、矢田越えの道、近畿自然歩道	ハイキングコース	公共
7	里山の駅(風とんぼ)	野外活動センター	公共
8	法隆寺カントリー倶楽部	ゴルフ場	民営
9	トドロキゴルフガーデン	ゴルフ場	民営
10	郡山ゴルフセンター	ゴルフ場	民営
11	椎木水上ゴルフセンター	ゴルフ場	民営
12	シイグゴルフセンター	ゴルフ場	民営
13	ゴルフガーデン大御門	ゴルフ場	民営
14	奈良ニッタの森パークゴルフ場	ゴルフ場	民営
15	矢田山遊びの森	子ども交流館、等	公共
16	トドロキフットサルガーデン	サッカー場	民営
17	わかくさテニス練習場	テニスコート	民営
18	フットサル大御門	サッカー場	民営

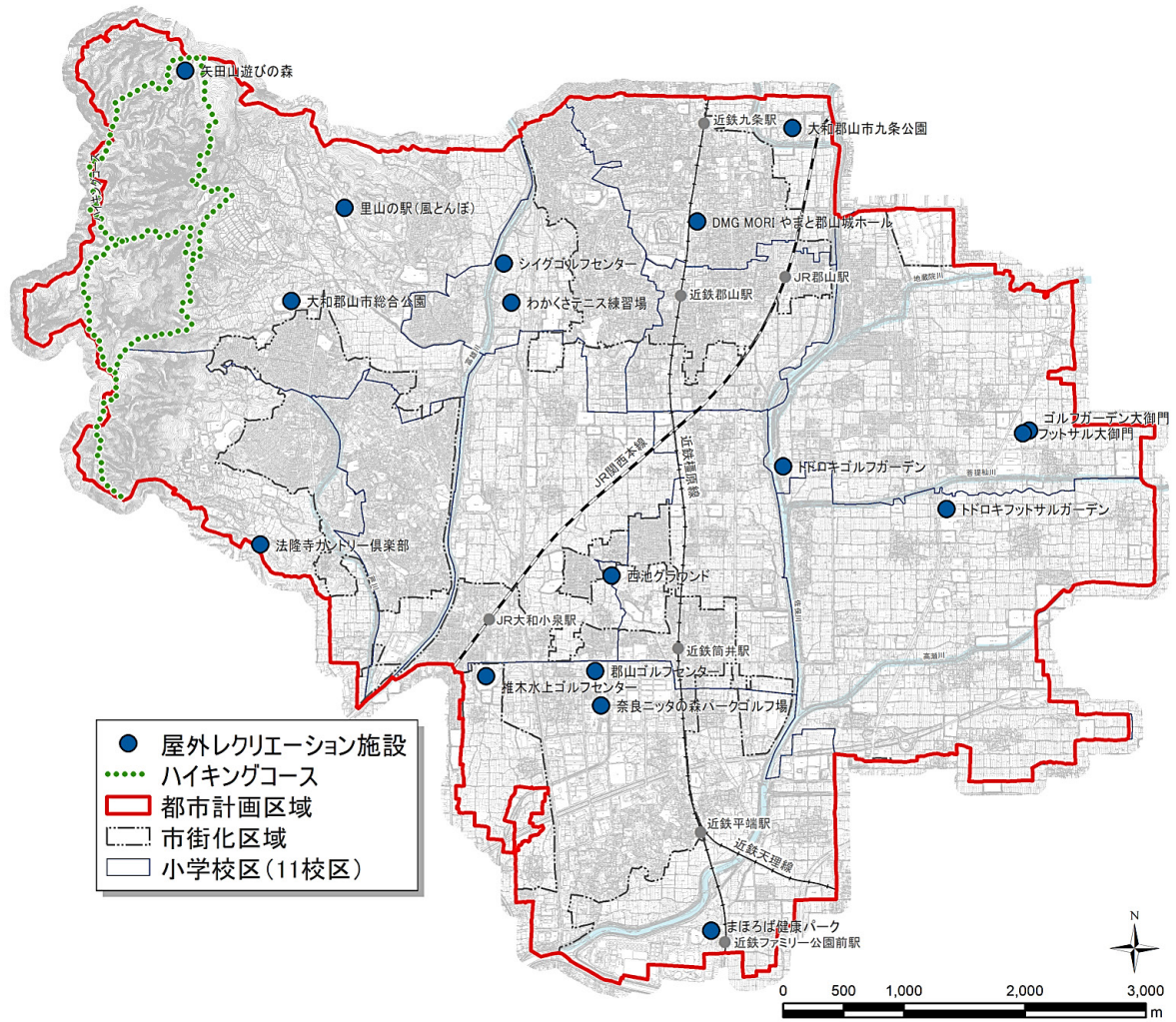


図 1-21 屋外レクリエーション施設、ハイキングコース

3-6 防 災

本市では、災害時避難所として、小中学校、体育館、地区公民館や文化施設等及び額田部運動公園が指定されています。

また、災害時避難所だけでは収容しきれない場合に国や県の施設を活用する二次的避難所として郡山高校（冠山学舎）、郡山高校（城内学舎）、大和中央高校、奈良工業高等専門学校等が指定されています。

さらに、災害時、火災が発生した場合に多数の人が避難できる大きな空地を持つ広域避難地として城址公園、市総合公園が指定されています。

このほか、高齢者や障がい者、乳幼児など、一般の避難所において配慮が必要となることが想定される市民のための福祉避難所として社会福祉会館とゆたんぼ（老人福祉センター）が指定されています。

表 1-5 避難場所一覧

番号	施設名称	備考	番号	施設名称	備考
1	郡山南小学校	災害時避難所	25	市民交流館	災害時避難所
2	郡山北小学校	災害時避難所	26	矢田コミュニティ会館	災害時避難所
3	郡山中学校	災害時避難所	27	額田部運動公園施設	災害時避難所
4	三の丸会館(中央公民館)	災害時避難所	28	筒井幼稚園	災害時避難所
5	郡山西小学校	災害時避難所	29	郡山南幼稚園	災害時避難所
6	矢田小学校	災害時避難所	30	矢田認定こども園	災害時避難所
7	金魚スクエア(総合公園多目的体育館)	災害時避難所	31	治道認定こども園	災害時避難所
8	矢田南小学校	災害時避難所	32	昭和幼稚園	災害時避難所
9	郡山西中学校	災害時避難所	33	片桐幼稚園	災害時避難所
10	片桐小学校	災害時避難所	34	郡山北幼稚園	災害時避難所
11	片桐西小学校	災害時避難所	35	平和幼稚園	災害時避難所
12	片桐中学校	災害時避難所	36	片桐西幼稚園	災害時避難所
13	片桐地区公民館	災害時避難所	37	郡山西幼稚園	災害時避難所
14	筒井小学校	災害時避難所	38	矢田南幼稚園	災害時避難所
15	昭和小学校	災害時避難所	39	郡山高等学校(冠山学舎)	二次的避難所
16	郡山南中学校	災害時避難所	40	郡山高等学校(城内学舎)	二次的避難所
17	南部公民館	災害時避難所	41	大和中央高等学校	二次的避難所
18	昭和地区公民館	災害時避難所	42	奈良工業高等専門学校	二次的避難所
19	平和小学校	災害時避難所	43	県立盲学校	二次的避難所
20	郡山東中学校	災害時避難所	44	県立ろう学校	二次的避難所
21	平和地区公民館	災害時避難所	45	城址公園	広域避難地
22	治道小学校	災害時避難所	46	大和郡山市総合公園	広域避難地
23	治道地区公民館	災害時避難所	47	社会福祉会館	福祉避難所
24	DMG MORI やまと郡山城ホール	災害時避難所	48	ゆたんぼ(老人福祉センター)	福祉避難所

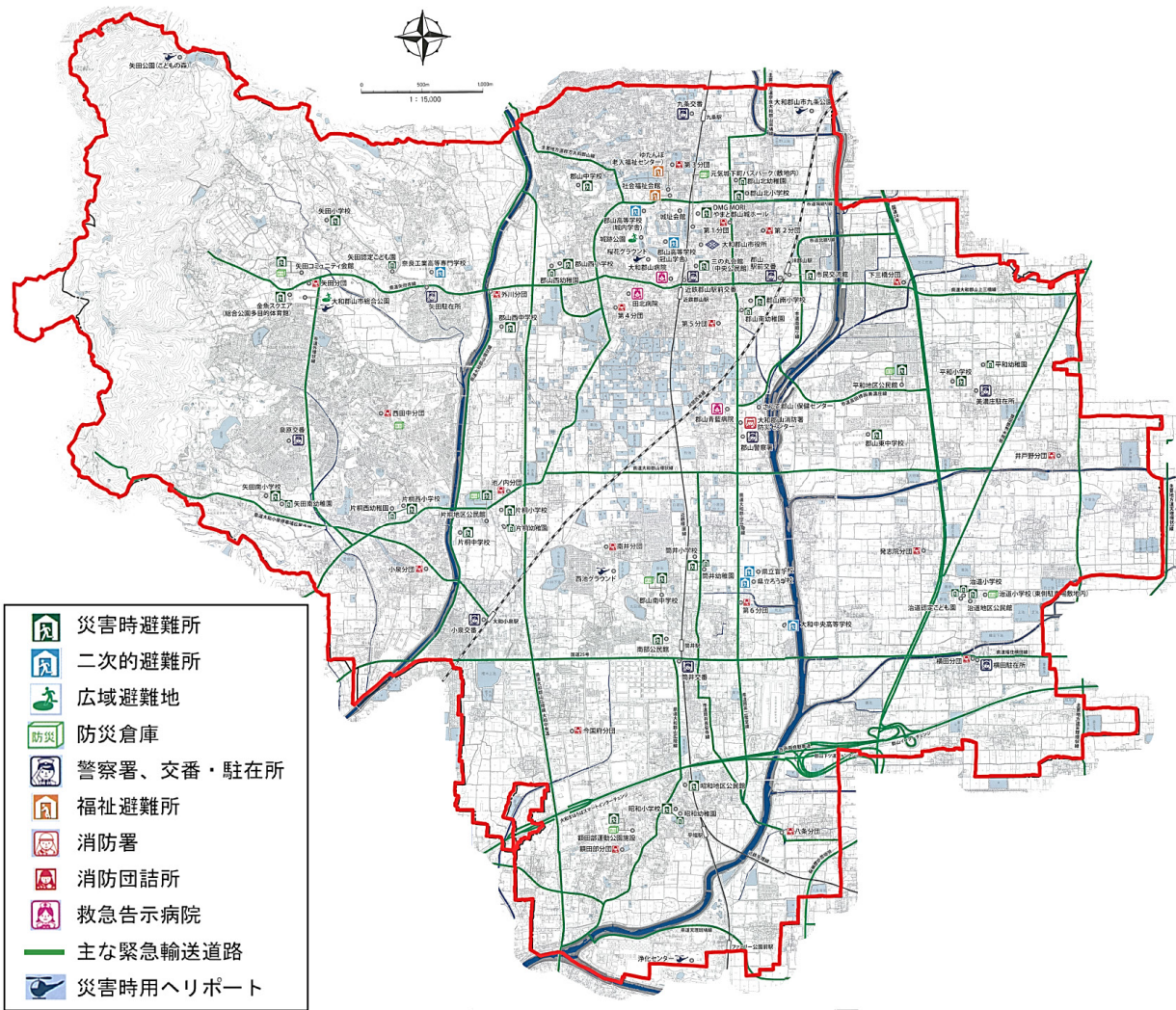


図 1-22 避難所等

3-7 景観資源

県立矢田自然公園区域は、本市のまとまった緑地空間として良好な自然景観を形成しています。

郡山城跡やその周辺の城下町エリアには、旧町家建築や寺社仏閣などが集積し、城下町郡山の歴史的景観を形成しています。また、歴史文化をめぐる散策コースも多数設定されており、本市の歴史文化の核となる地域となっています。

旧市街の外縁部から市街化調整区域にかけて、のどかな田園風景が広がりますが、その中でも、新木町、天井町付近では、金魚養殖池が多数点在し、本市特有の田園景観が形成されています。

若槻町や稗田町など農村地域に点在する旧集落地は、室町以来の郷村の名残として環濠集落の形態をとどめる特徴ある集落景観を形成しています。

これらの景観資源を俯瞰できる見晴らしの良い市街地のポイント（視点場）が矢田丘陵の山裾の高台や開けた谷あいの頂部、平野部の旧集落の周辺、近年整備された郡山城天守台展望施設など、多数点在しています。

表 1-6 景観資源一覧

No	名称	区分	No	名称	区分
1	県立矢田自然公園区域	山地景観	32	旧萩原家住宅	〃
2	新木町、天井町付近	田園景観	33	箱本館紺屋	〃
3	井戸野町	〃	34	県立民俗博物館	〃
4	稗田町	〃	35	東明寺	〃
5	若槻町	〃	36	額安寺	〃
6	番条町	〃	37	推古神社	〃
7	中城町	〃	38	史跡額田部窯跡	〃
8	富雄川	水辺景観	39	額安寺五輪塔	〃
9	佐保川	〃	40	観音寺	〃
10	郡山城跡周辺	〃	41	五輪塔覆堂(筒井順慶歴史公園)	歴史的景観
11	郡山城跡	歴史的景観	42	西岳院	〃
12	西観音寺町	〃	43	歌ヶ崎御廟	〃
13	本町	〃	44	速成寺	〃
14	紺屋町、車町他	〃	45	大納言塚	〃
15	小原池	〃	46	永慶寺	〃
16	大和民俗公園	〃	47	追手門	〃
17	慈光院庭園	〃	48	源九郎稻荷神社	〃
18	小泉神社	〃	49	洞泉寺	〃
19	慈光院	〃	50	売太神社	〃
20	豊浦八幡神社	〃	51	西方寺	〃
21	松尾山神社	歴史的景観	52	報土寺	〃
22	松尾寺	〃	53	薬園八幡神社	〃
23	金剛山寺、矢田寺	〃	54	旧八重川家住宅	〃
24	北僧坊	〃	55	大職冠の楠	市街地景観
25	矢田坐久志玉比古神社	〃	56	修験道コース	沿道景観
26	旧川本家住宅	〃	57	矢田丘陵散策コース	〃
27	旧吉川家住宅	〃	58	県道奈良・西ノ京・斑鳩自転車道線	〃
28	旧鹿沼家住宅	〃	59	古代ロマン散策コース	〃
29	旧臼井家住宅	〃	60	城下町散策コース	〃
30	旧松井家住宅	〃	61	田園散策コース	沿道景観
31	旧岩本家住宅	〃	62	眺望点	視点場

出典：市資料、平成 26（2014）年度都市計画基礎調査

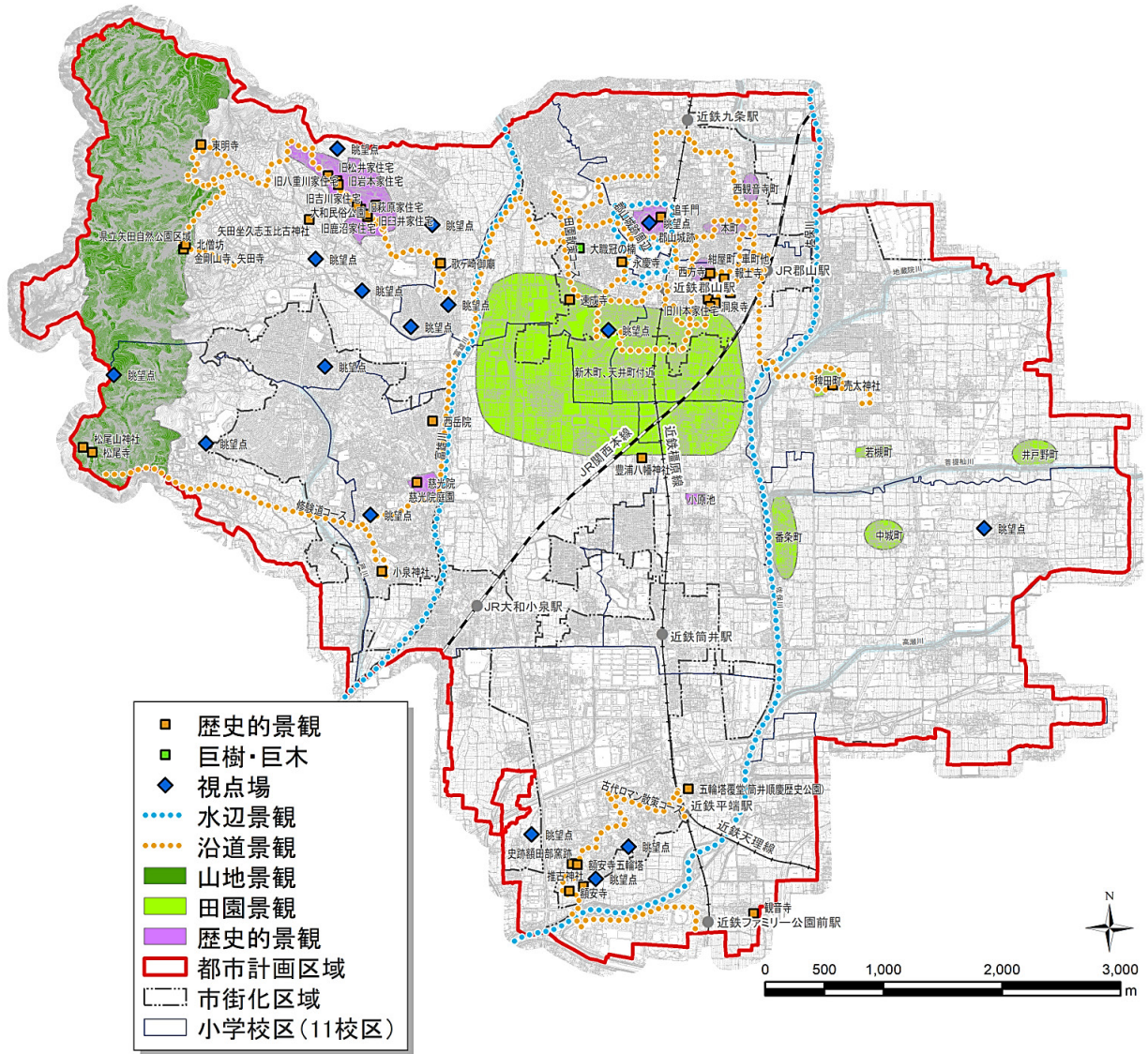


図 1-23 景観資源

4 地区区分

4-1 地区区分の考え方

緑の基本計画の改定にあたり、市内各地区の特性に応じた施策の展開を図るため、地区別の課題について検討します。

地区区分の設定については、上位計画である都市計画マスタープランの内容や、郡山城跡公園をはじめとした本市の中心市街地周辺における他のまちづくり関連の事業等と整合のとれた内容とするため、図 1-24 に示すように、都市計画マスタープランの地域別構想における5地区を設定することとします。

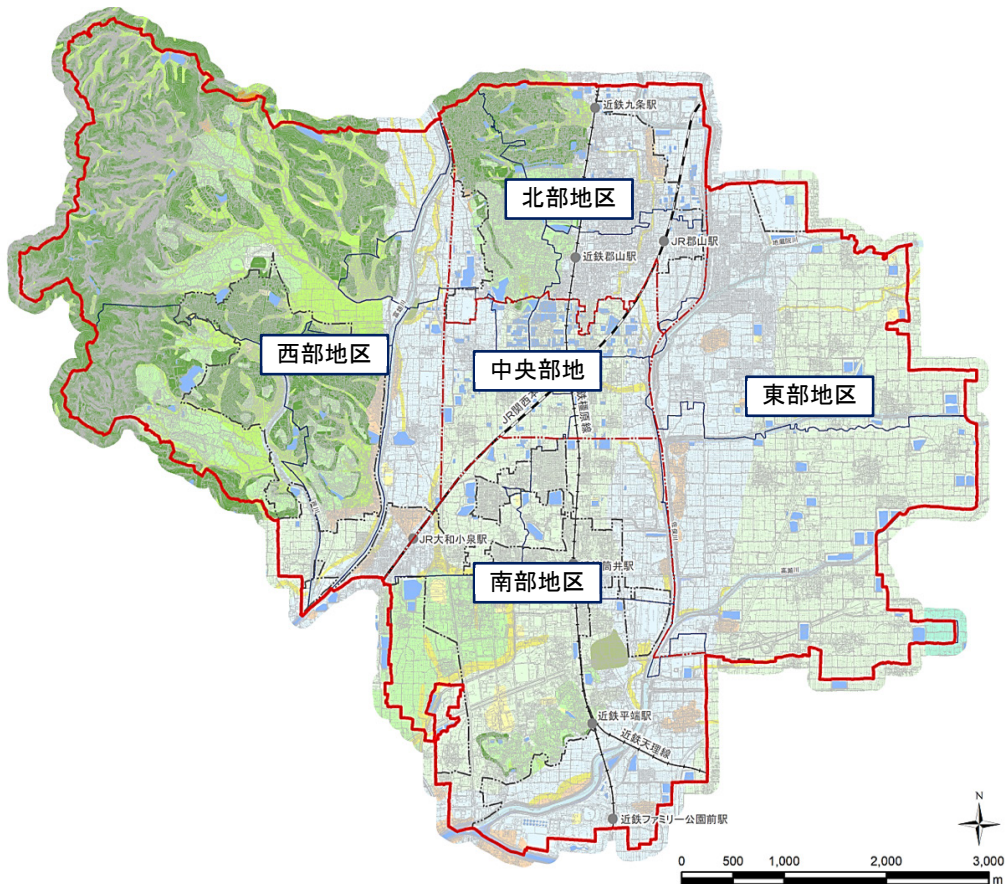


図 1-24 地区区分の設定

4-2 地区別人口

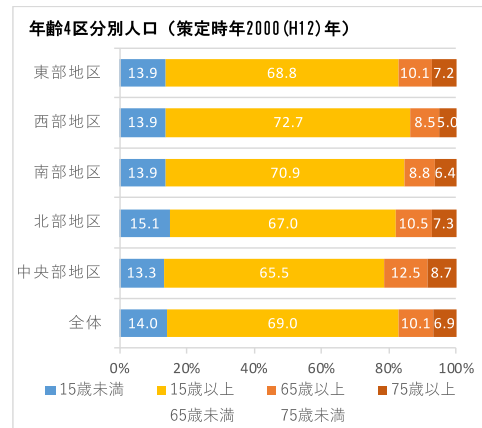
地区ごとの緑の現況等から課題を検討するにあたり、基礎的資料となる人口について、年齢4区分別の人口特性及びその経年変化について示します。

平成 27 (2015) 年を基準とし、東部地区、西部地区、中央部地区など、旧集落地が残る地区において、65 歳以上の老年人口が3割以上となっており、特に中央部地区では 75 歳以上の後期高齢者の割合が 19.5%と他の地区と比較して最も高くなっています。目標年次を令和 17 (2035) 年として、上記の3地区における 65 歳以上の割合は 4 割を超え、特に東部地区では 65 歳以上の老年人口が5割近くまで増えるものと予想されます。

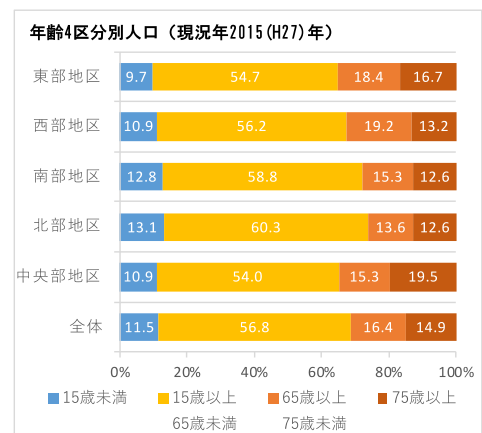
一方、本市の玄関口である近鉄郡山駅や、市役所をはじめとした公共公益施設が集積する北部地区や、住宅地と工業地が共存する南部地区では、高齢化が進む中でも 15 歳未満の年少人口及び生産年齢人口の割合は大きく変化しないものと予想されます。

表 1-7 年齢4区分別人口（策定年、現況年、目標年の比較）

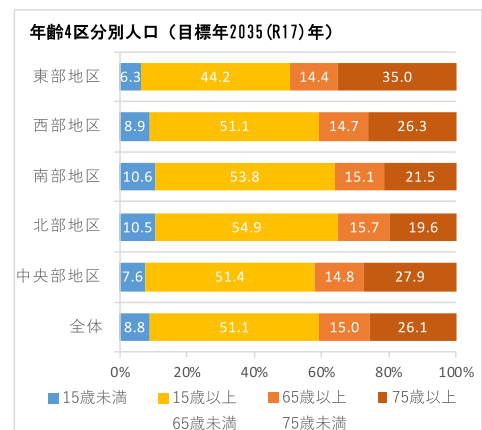
地区	人口密度 (人/ha)	年齢4区分別人口（策定時年2000(H12)年）								面積 (ha)
		15歳未満		15歳以上 65歳未満		65歳以上 75歳未満		75歳以上		
		人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)	
東部地区	12.1	1,774	13.9	8,784	68.8	1,284	10.1	919	7.2	1,051.8
西部地区	21.7	4,376	13.9	22,926	72.7	2,675	8.5	1,562	5.0	1,454.7
南部地区	21.5	2,842	13.9	14,518	70.9	1,808	8.8	1,309	6.4	952.9
北部地区	53.2	4,204	15.1	18,627	67.0	2,917	10.5	2,040	7.3	521.9
中央部地区	5.6	213	13.3	1,049	65.5	200	12.5	139	8.7	286.6
全体	22.8	13,409	14.0	65,904	69.0	8,884	10.1	5,969	6.9	4,268.0



地区	人口密度 (人/ha)	年齢4区分別人口（現況年2015(H27)年）								面積 (ha)
		15歳未満		15歳以上 65歳未満		65歳以上 75歳未満		75歳以上		
		人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)	
東部地区	9.1	925	9.7	5,224	54.7	1,753	18.4	1,592	16.7	1,051.8
西部地区	17.9	2,842	10.9	14,646	56.2	5,003	19.2	3,445	13.2	1,454.7
南部地区	21.5	2,632	12.8	12,053	58.8	3,133	15.3	2,587	12.6	952.9
北部地区	55.1	3,777	13.1	17,330	60.3	3,907	13.6	3,622	12.6	521.9
中央部地区	7.8	241	10.9	1,200	54.0	341	15.3	434	19.5	286.6
全体	22.3	10,418	11.5	50,453	56.8	14,138	16.4	11,680	14.9	4,268.0



地区	人口密度 (人/ha)	年齢4区分別人口（目標年2035(R17)年）								面積 (ha)
		15歳未満		15歳以上 65歳未満		65歳以上 75歳未満		75歳以上		
		人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)	
東部地区	5.7	377	6.3	2,639	44.2	860	14.4	2,088	35.0	1,053.6
西部地区	13.3	1,711	8.9	9,767	51.1	2,817	14.7	5,040	26.3	1,435.2
南部地区	16.7	1,681	10.6	8,559	53.8	2,401	15.1	3,413	21.5	949.8
北部地区	55.1	3,086	10.5	16,069	54.9	4,606	15.7	5,748	19.6	531.1
中央部地区	6.6	149	7.6	1,008	51.4	291	14.8	546	27.9	295.7
全体	19.5	7,003	8.8	38,041	51.1	10,974	15.0	16,836	26.1	4,265.4



第2章 大和郡山市の緑の現況

1 法制度による緑

1-1 森林の法規制

本市の森林および林野に係る法規制として近郊緑地保全区域、地域森林計画対象民有林及び保安林があります。

近郊緑地保全区域は、大都市圏近郊の森林緑地を無秩序な開発から守り、都市住民の生活や環境の向上を図るための区域指定であり、本市では、矢田丘陵のほぼ全域が矢田斑鳩近郊緑地保全区域に指定されています。この区域では、土地の改変や樹木の伐採が厳しく制限され、良好な緑地環境の形成が図られています。

また、林業関係の法規制として、矢田丘陵の山裾一帯の丘陵地の多くが地域森林計画対象民有林に指定されています。しかし、「森林法」に基づく林業振興を目的とした区域設定で立木伐採の届出等が義務付けられるものの、近郊緑地保全区域ほど強い拘束力はありません。

さらに、矢田丘陵の南側の一部が土砂流出防備保安林として指定されています。これは、防災を目的とした保安林のため、土地の改変や樹木の伐採等は厳しく制限されるものです。

表 2-1 森林に係る法規制

名称	平成 12(2000)年 (ha)	平成 26(2014)年 (ha)	増減率 (%)	根拠法
地域森林計画対象民有林	-	197.3	-	森林法
保安林	22.5	22.5	100.0	//
近郊緑地保全区域	348.2	348.2	100.0	近畿圏の保全区域の整備に関する法律

出典：市資料、平成 26（2014）年度都市計画基礎調査

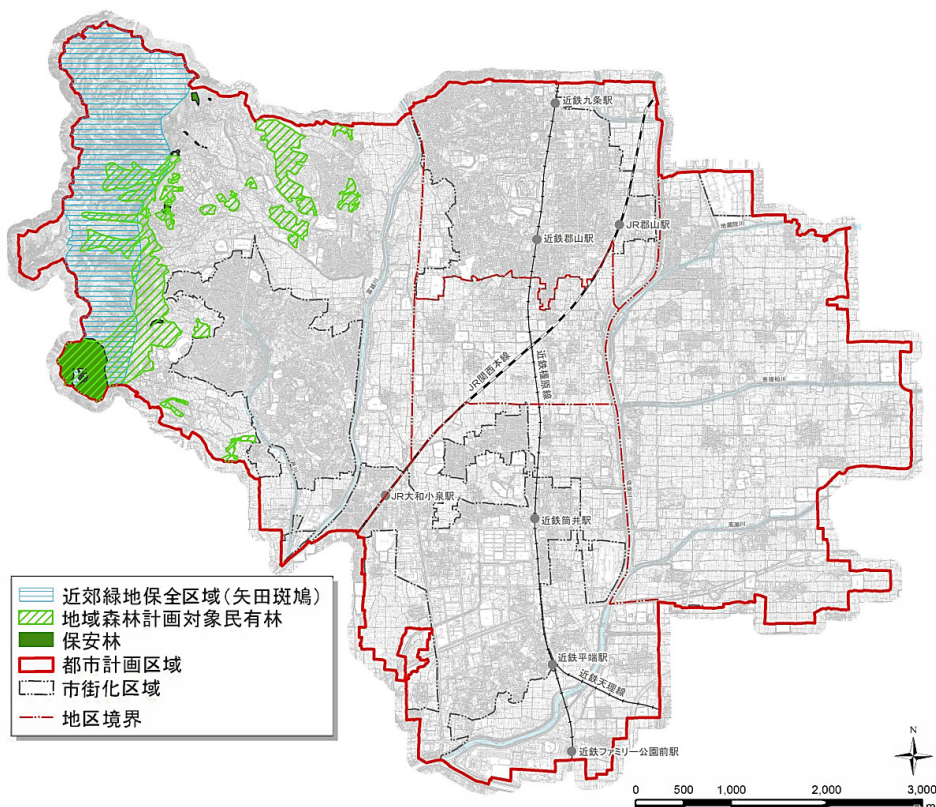


図 2-1 森林に係る法規制

1-2 農 地

(1) 市街化調整区域の農地

本市の市街化調整区域では 2,586.0ha が農業振興地域に指定されています。このうち、農用地指定された農地は 898.8ha となっていますが、平成 12 (2000) 年から 14 年間で約 80ha 減少しています。

農業振興地域および農用地に指定された農地は容易な都市開発や転用が困難であるため、緑地としての保全が期待できますが、近年、農家の高齢化、農業の担い手の減少などで耕作放棄される農地も増えてきています。

(2) 市街化区域内の農地

市街化区域内の農地は市全体で 54.7ha となっています。そのうち生産緑地地区として 12.0ha が指定されており、市街化区域内の農地のうち約 22%を占めています。

生産緑地地区に指定されている農地の一ヶ所当たりの面積は概ね 500 m²~5,000 m²であり、市街化調整区域内の農地と比較すると規模は小さいですが、市街地における貴重な自然的環境としての役割を果たしています。

なお、本市では令和元年に生産緑地の面積要件を 300 m²に引き下げるとともに、生産緑地地区の指定から 30 年が経過する生産緑地地区について、30 年後も営農を継続する場合、申出により「特定生産緑地」として指定する条例を制定しました。

表 2-2 大和郡山市内の農地

名 称	平成12(2000)年 (ha)	平成26(2014)年 (ha)	増減率 (%)	根拠法
生産緑地地区	14.8	12.0	81.5	都市計画法
農業振興地域	-	2,586.0	-	農振法
農用地区域	977.9	898.8	91.9	〃

出典：市資料、平成 26 (2014) 年度都市計画基礎調査

表 2-3 市街化区域内農地の現状

市街化区域内農地の面積等	全域
A 市街化区域内農地(田・畑)	54.7 ha
B 生産緑地地区	12.0 ha
C 生産緑地地区以外	42.7 ha
市街化区域に占める 市街化区域内農地の割合(%)	4.8%
市街化区域に占める 生産緑地地区の割合(%)	1.1%
市街化区域内農地に占める 生産緑地地区の割合(%)	22.0%
市街化区域内農地に占める 生産緑地地区以外の割合(%)	78.0%

※A は土地利用のうち農地(田・畑)の面積

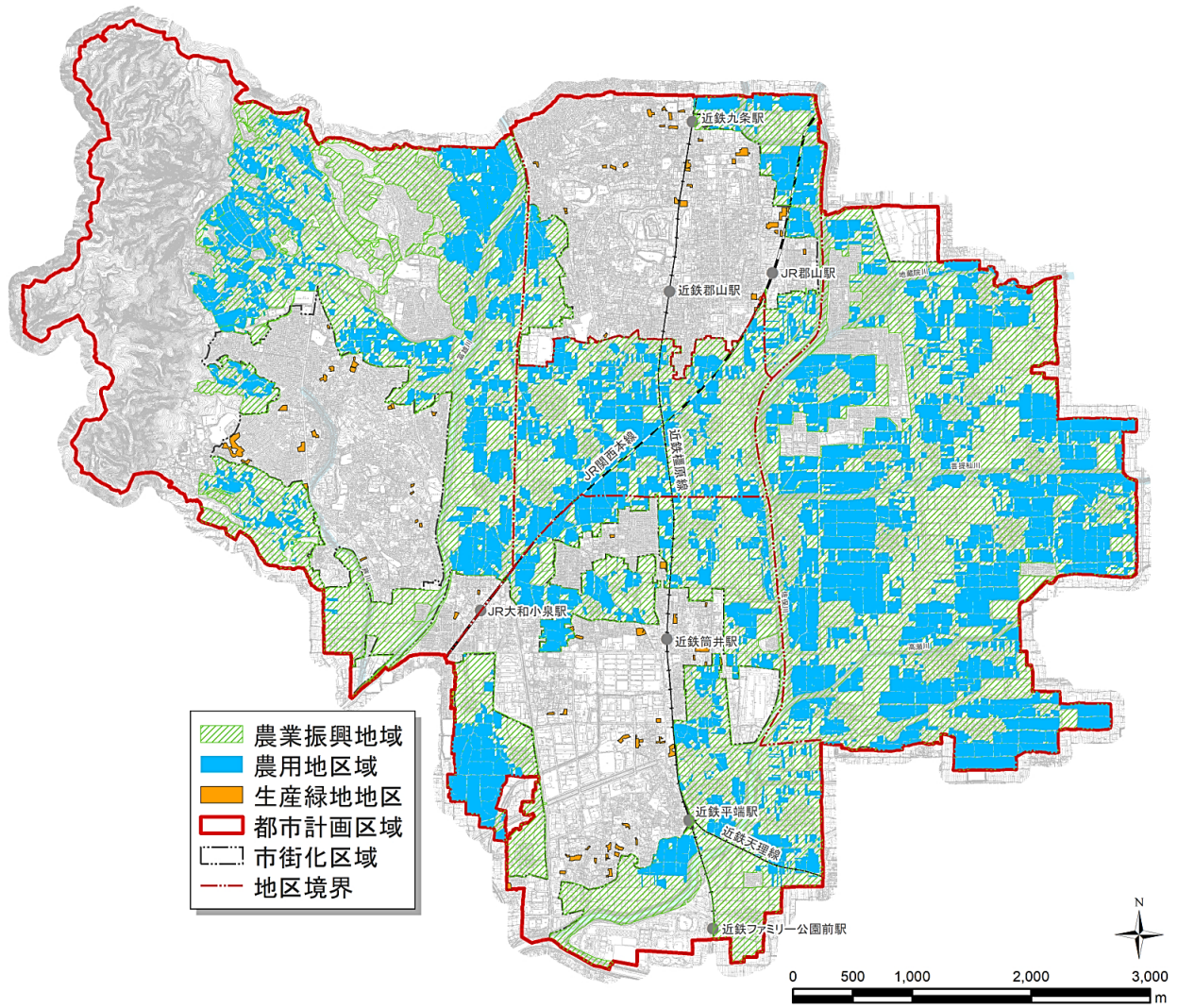


図 2-2 大和郡山市内の農地

1-3 河川・水路・ため池

(1) 水系とため池

本市は全域が一級河川大和川水系の流域であり、その一次支川の佐保川と富雄川が市域を貫くように南流しています。

市の西側を流域とする富雄川は、矢田丘陵の東麓に沿って流れています。その支川として矢田丘陵地を水源とする沖台川や芦川が流れ込んでいます。

市の中央から東部を流域とする佐保川は、奈良盆地の平坦部を流れ、流域一帯には農地が広がります。そこに大和高原を源流とし平野部を東西に流れる菩提杣川や高瀬川、地藏院川などの支川が注ぎ込んでいます。

奈良盆地は気候的条件から、古くからため池が整備されてきました。本市においても矢田丘陵の山裾部や農村地域が広がる平野部を中心にため池が多数点在しており、本市の特徴的な田園景観を形成する最大の要素となっています。ため池の一部は戦国時代には郡山城の外堀としても利用され、今も郡山城跡周辺に多数残っています。また、江戸時代後期以後、ため池の一部は金魚の養殖池に転用されてきています。

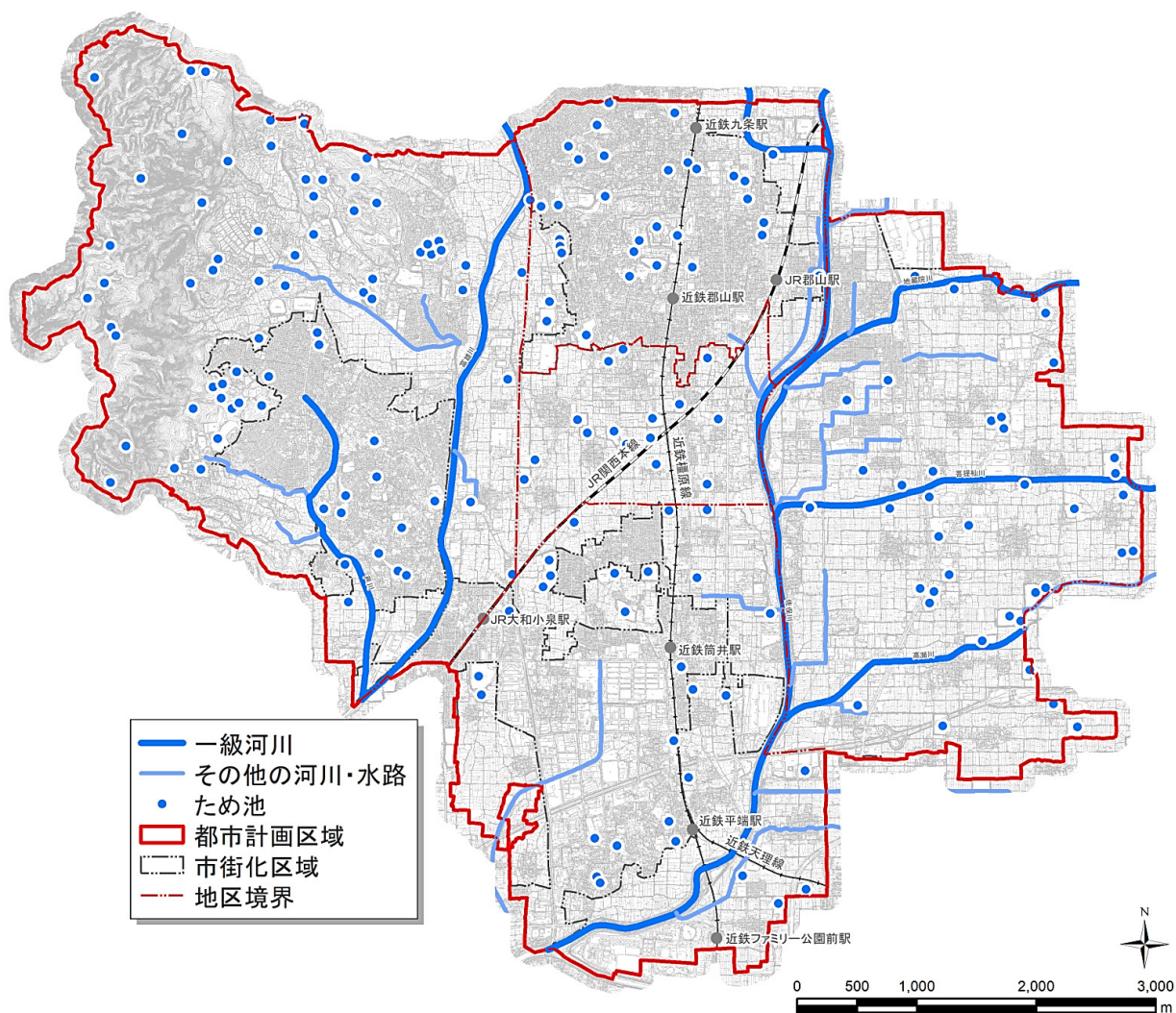


図 2-3 大和郡山市の水系図

出典：1/50,000 主要水系調査（一級水系）利水現況図「淀川・大和川」，国土交通省（2011）
ため池台帳、大和郡山市農業委員会作成

表 2-4 ため池の規模

区域区分	緑地面積 (ha)
市街化区域 計	27.78
市街化調整区域 計	122.69
合計	150.47

表 2-5 ため池の一覧

No	名称	水面積 (ha)	No	名称	水面積 (ha)	No	名称	水面積 (ha)	
市街化区域			市街化調整区域			98	堂所池	0.04	
1	シブト池	0.64	49	榎木谷池	0.03	99	アグラ池	0.15	
2	島池	0.13	50	露無池	0.52	100	トウシ池	0.14	
3	門前池	0.01	51	大谷新池	0.20	101	平尾池	0.06	
4	青池	0.40	52	藤神新池	0.02	102	白砂干池	0.01	
5	深池	0.14	53	峠池上池	0.84	103	ナラビ北池	0.60	
6	奥新池	0.59	54	峠池下池	1.26	104	はず池	0.07	
7	クチナシ池	0.97	55	大谷口池	0.84	105	並池	3.16	
8	別所谷池	0.13	56	矢田新池	0.25	106	神殿池	0.45	
9	尾ヶ池	0.92	57	深谷池	0.20	107	八幡神社裏池	0.06	
10	九条新池	0.96	58	北東良西池	0.03	108	倉持池	1.37	
11	鴨ヶ池	0.74	59	瀬戸谷池	0.22	109	はりがね池	0.05	
12	代官池	0.23	60	浜池	0.82	110	倉屋敷池	0.60	
13	正願寺池	0.15	61	北東良池	0.02	111	権現堂池	0.04	
14	鱧堀池	0.00	62	東良池	0.02	112	宮ノ前中池	0.02	
15	松陰池	0.18	63	東良下池	0.09	113	宮ノ前東池	0.06	
16	五軒屋敷池	0.75	64	八幡池	0.02	114	九頭神池	3.00	
17	永慶寺池	0.03	65	追上池	0.14	115	塚本池	1.96	
18	鷺池	1.89	66	矢田宮池	0.09	116	池之内古池	2.45	
19	百寿池	0.17	67	公園西池	0.01	117	池之内新池	1.02	
20	小川裏池	0.34	68	大谷池	1.91	118	田中上池	0.96	
21	浅池	0.09	69	公園北池	0.28	119	田中下池	3.23	
22	広島池	0.39	70	公園南池	0.03	120	小南西池	2.34	
23	高付上池	0.25	71	公園東池	0.07	121	小南新池	1.05	
24	宮ノ本上池	0.04	72	平田池	0.01	122	御坊池	1.01	
25	千替池	0.61	73	大谷下池	0.04	123	廻り池	0.31	
26	長池	0.55	74	大谷上池	0.01	124	芦ヶ池	1.21	
27	村中池	0.04	75	柳谷上池	0.01	125	小南東池	1.50	
28	大池	1.51	76	柳谷下池	0.03	126	豊浦池	1.38	
29	マタカ池	0.00	77	外山池	0.21	127	三角池	0.12	
30	米田池	0.02	78	池田池	0.04	128	本庄池	1.66	
31	笹尾上池(ササワ)	0.51	79	芳(芦)池	0.22	129	天井池	1.05	
32	笹尾下池(ササワ)	0.80	80	五芝池	0.01	130	公文田池	0.73	
33	十三田池	0.82	81	五ツ芝池	0.06	131	杉古池	1.48	
34	北久保池	1.27	82	東池	0.03	132	白銀池	1.28	
35	鴨池	2.74	83	堀池	1.33	133	本庄宮横池	0.04	
36	ナギナタ池	0.55	84	野上池	1.32	134	杉新池	0.42	
37	田楽池	0.40	85	鱒田池	3.13	135	小原池	1.25	
38	御庭池	1.00	86	大垣内池	1.40	136	北堀池	1.10	
39	城ノ池	0.38	87	蛇南坊池	0.96	137	堀池	0.17	
40	西浦池	0.59	88	南僧坊谷池	0.18	138	往古池(若槻池)	1.00	
41	須浜池	1.06	89	頂池	0.69	139	里の前池	0.81	
42	馬司西池	1.36	90	池谷中池	0.49	140	大將軍池	1.26	
43	小玉池	0.29	91	矢田下池	0.32	141	中城北池	0.81	
44	上新池	0.20	92	水谷池	0.12	142	的場新池	0.79	
45	下新池	0.70	93	奥畑池	0.14	143	伝法池	0.28	
46	額田部東池	0.26	94	下側池	0.19	144	発志院北池	1.27	
47	柏木池	0.55	95	奥谷新池	0.17	145	車庫前池	0.13	
48	大池	0.10	96	柳谷中池	0.03	146	発志院南池	1.44	
市街化区域 計			27.78	97	山田新池	0.17	147	南田下池	1.47
							市街化調整区域 計		122.69

(2) 河川の水質

佐保川と富雄川が流れ込む大和川は、昭和 40 年頃からの流域の都市化の進展に伴って河川水質の悪化が著しく、特に大臣管理区間に注目すると昭和 47 年（1972 年）以来、29 年連続で近畿ワースト 1 位となっていました。このため、平成 6 年度に建設省（現国土交通省）・大阪府・奈良県及び流域の市町村が連携して、水環境改善緊急行動計画「大和川清流ルネッサンス 21」を策定し水質改善に取り組んできました。奈良県内においては、大規模な浄化施設が整備されたほか、県管理河川やその流域において各種取り組みを行うなど、下水道・河川浄化施設等の整備や啓発活動を総合的に進め、多方面から大和川水系の水質改善のための取り組みが実施されています。

奈良県ホームページの大和川水系マップをもとに、本市を流れる河川の水質環境基準点において、有機物による水の汚れ具合の指標の一つである BOD（生化学的酸素要求量）をみると、近年減少傾向にあります。佐保川の額田部高橋とその支流である秋篠川流末においては類型指定された基準値を下回るようになっており、類型指定のない打合橋における BOD の減少とあわせても、佐保川の水質はおおむね良好といえます。富雄川においては、本市近辺で基準値の類型指定はないものの、大和田橋および小泉南詰ともに減少傾向にあることから、富雄川の河川水質も改善しつつあるといえます。大和田橋および小泉南詰の 2 地点間で BOD の数値に大幅な増加が見られますが、これは市内において矢田丘陵が有機物の供給源になっていることによる可能性が考えられます。

これに対して、岡崎川流末においては依然として類型指定で設定された基準値を下回っておらず、その上流の昭和大橋においても他の環境基準点にくらべて高い数値で推移しています。

BOD：水中の有機物を微生物が分解するのに必要な酸素の量で、mg/L で表します。
この値が大きいほど、水中に含まれる有機物が多く水質が悪いことを意味します。



図 2-4 大和川水系の水質 (BOD)

1-4 金魚池

本市の緑環境を特徴づける資源の一つとして金魚池があります。

本市における金魚養殖の歴史は、享保9年(1724年)に初代藩主柳澤吉里侯が甲斐の国(山梨県)から大和郡山へ入部のときに始まるとされています。幕末には藩士の副業として、明治維新後は、最後の和郡山藩主柳澤保申侯の援助を受けて職禄を失った藩士や農家の副業として盛んに行われるようになりました。また、これら歴史的背景に加え、自然条件として水質、水利に恵まれた農業用ため池が数多くあり、ため池に発生する浮遊生物(ミジンコ類)が金魚の稚魚の餌に適していたことなど、有利な条件が備わっていました。

昭和40年代は経済発展と養殖技術の進歩に伴い生産量が年々増加し、国内はもとより欧米諸国や、東南アジアなど外国まで輸出されました。

近年は都市化に伴う水質汚濁等の環境悪化や高級金魚への需要の高まりに十分対応できず、生産量は減少気味になっています。

金魚池の現況を把握するために、市が把握している金魚池の位置図をもとに航空写真で位置を確認し、池面積を計測した結果、市内全体では31.9haが確認できました。ここではこれを金魚池面積とします。

表 2-6 市内の金魚池面積 (計測による)

	面積 (ha)					
	全域	東部地区	西部地区	南部地区	北部地区	中央部地区
市街化区域内	5.0	0.0	0.0	0.0	5.0	0.0
市街化調整区域内	26.9	0.0	0.2	2.2	0.8	23.6
都市計画区域内	31.9	0.0	0.2	2.2	5.8	23.6

※市都市計画課が把握する金魚池位置図をもとに、航空写真で位置を確認し、面積を計測した。

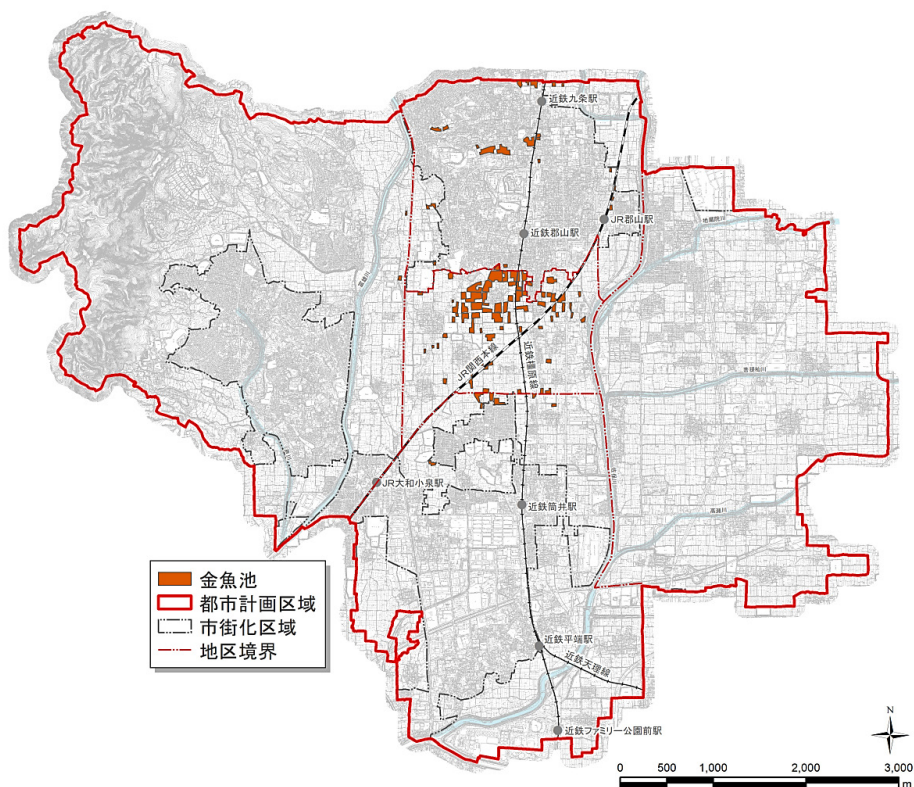
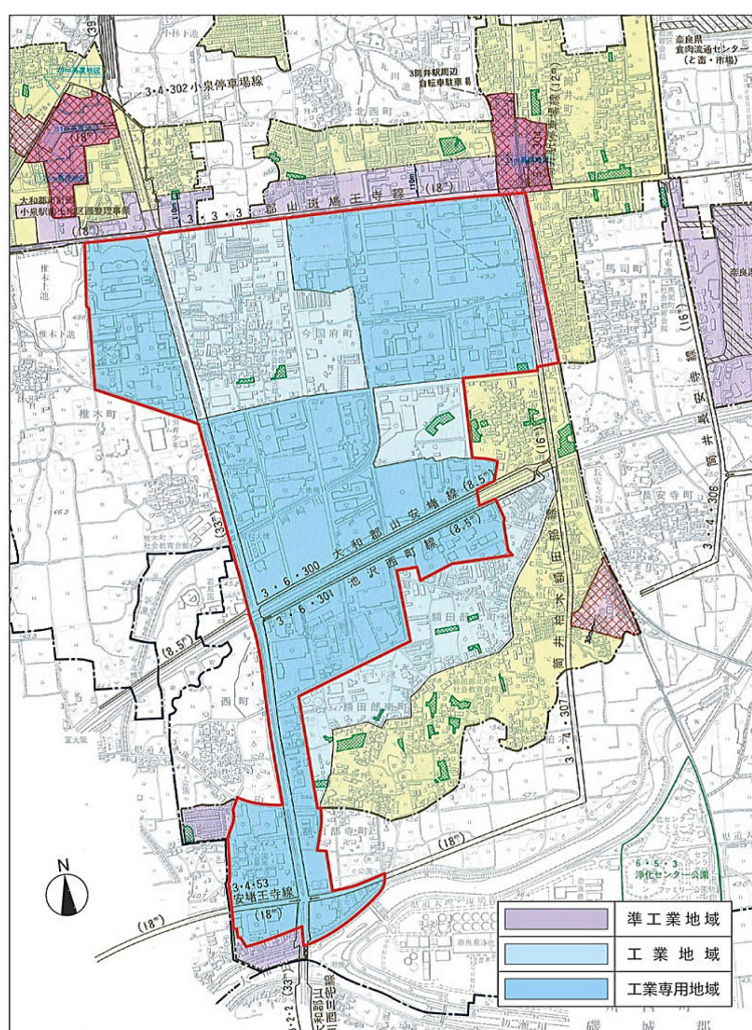


図 2-5 市内の金魚池の位置 (市都市計画課把握の金魚池)

1-5 工場立地法による緑化義務について

昭和工業団地は昭和 38(1963)年 10 月、低開発地域工業開発促進法による地区指定を受け、昭和 42(1967)年 3 月までに団地面積約 1,085,000 m²を造成し、進出企業を誘致したものです。現在、昭和工業団地の活性化に向けた施策方針について、奈良県と市による同地区のまちづくりに関する基本協定と、同地区協議会を含めた三者による連携協定を締結し、昭和工業団地地区まちづくり基本計画の策定に取り組んでいます。

本工業団地では、これまで、工場立地法上の特定工場について一律に緑地面積率 20%以上、環境施設面積率 25%以上を確保するように義務付けされてきましたが、平成 25 年、奈良県企業立地基本計画において、昭和工業団地が工場立地法の特例措置を実施する区域に指定されたことに伴い、市条例を制定し、特定工場(注 1)の緑地面積率(注 2)と環境施設面積率の規制を緩和しています。



(注 1) 特定工場とは

業種：製造業、電気・ガス・熱供給者(水力・地熱発電所除く)

規模：敷地面積 9,000 平方メートル以上、又は建築面積 3,000 平方メートル以上

(注 2) 緩和後の面積率

	工場立地法上の特定工場(従来)	準工業地域・工業地域	工業専用地域
緑地面積率	20%以上 →	15%以上	10%以上
環境施設面積率	25%以上 →	20%以上	15%以上

図 2-6 大和郡山市 緑地面積等緩和地域

1-6 風致地区・緑化協定の指定状況

本市では、郡山城跡周辺および矢田丘陵が風致地区に指定されており、都市計画法に基づいて良好な自然的環境の保全が図られています。

また、平和地区においては、緑化協定（みどりの協定）が締結され、緑景観の保全が進められています。

表 2-7 風致地区指定

名 称	面 積 (ha)	根拠法
風致地区(矢田山)	411.0	都市計画法
風致地区(郡山城跡)	67.0	〃

表 2-8 緑化協定の締結状況

名 称	面 積 (ha)	根拠法
緑化協定(みどりの協定)	20.3	都市緑地法

<参考> 緑化協定（みどりの協定）の概要

名 称 みどりの協定

決定年月日 1984/5/11

期 限 10 年間（期間完了前に協定者の過半数が廃止についての申し出をしなかった場合は、更に 10 年延長）

協定の内容 【目的】

この協定は、秩序と調和を図りながら、豊かな緑をつくる事で洗練された町並みを形成し、やがてこの地区が、緑に包まれた心の通う所となり、住み良く且つ、より良い環境を築くことを目的とし、都市緑地保全法第 14 条及び第 20 条の規定を基に定める。

【緑化に関する事項】

目的を達成するために、緑化に関する事項を以下のとおり定める。

- (1) 落ち着きと、秩序ある町並みとする為に、道路に面する部分には別に定める樹木の列植か生垣を造ることとし、必要ある場合は金網柵または鉄柵を併用することとする。但し、家屋の出入口、車庫等に用いる部分については、この限りではないこととする。
- (2) 緑豊かな住宅地とするために、各住宅地毎に別表に定めた郷土樹種の中から高木（高さ 3.5m、幹周り 18 cm）2 本以上、中木（高さ 1.5m、幹周り 9cm）5 本以上、低木 10 本以上植えることとし、この樹高の伸長と維持に努めることとする。
- (3) 潤いと季節感溢れた町とする為に、道路、隣地から見える場所に花の咲く樹木を植えることとし、前 1 号の定めに拘らず植栽することが出来ない場合は、道路に面する部分に鉢植えの草花や灌木類を置いて、協定目的達成に努めることとする。
- (4) ブロック塀等を廻らせる場合は、ブロック塀の外側（道路に面する部分）に花壇（幅約 60cm）を設けて植栽し、協定の目的に添うこととする。但し、観賞を目的とした竹垣等の場合は、この限りでないこととする。
- (5) 公共、公益施設用地内並びに商業団地内の植栽については、第 1 条の協定目的を考慮し、地域環境に適した植栽をすることとする。

2. 前項の定めに基づき、土地所有者等はその所有する土地又は地上権、若しくは賃借権を有する土地の緑化に努めることとする。

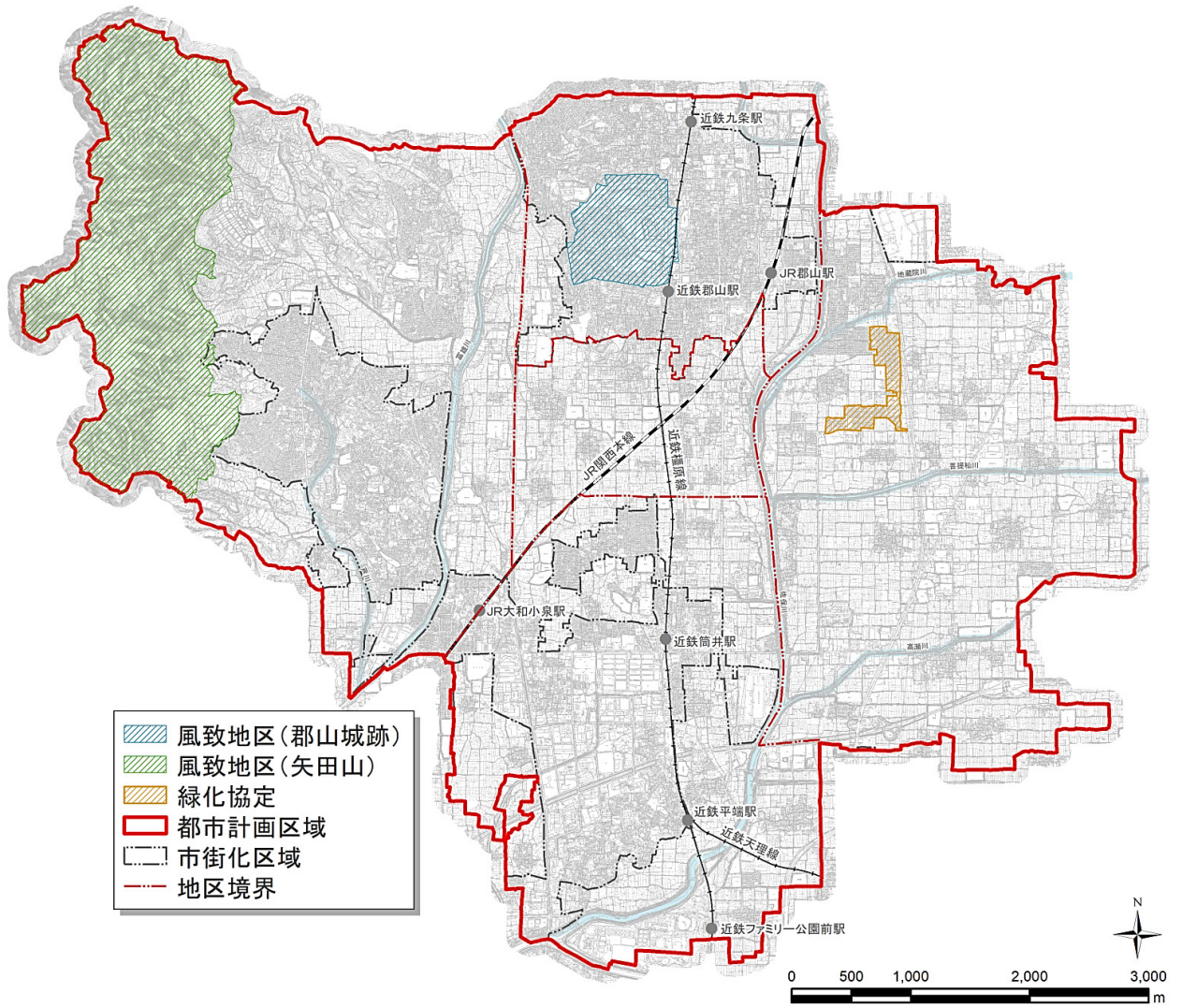


図 2-7 風致地区・緑化協定の区域

1-7 史跡・文化財

市内には、国・県・市指定の史跡・文化財が40ヶ所あり、そのうち、緑化された面積は13.35haになります。うち、市街化区域内に17ヶ所(10.32ha)市街化調整区域内に23ヶ所(3.03ha)となっています。

旧市街の郡山城跡周辺には、登録有形文化財に指定されている葉本家住宅をはじめとした旧町家建築や、県指定文化財に指定されている大和郡山市城址会館(旧奈良県立図書館)などの近代建築、社寺仏閣などの史跡・文化財が数多く存在しています。

また、矢田丘陵の山裾に位置する大和民俗公園には、県内各地の民家を移築展示しており、奈良県指定文化財に指定された建物が多数存在しています。さらに、矢田寺、松尾寺などの社寺仏閣も点在しています。

そのほか、市東部の集落では稗田、若槻の環濠集落跡なども見られます。

表 2-9 史跡・文化財

区域区分	緑地面積 (ha)
市街化区域 計	10.32
市街化調整区域 計	3.03
合計	13.35

表 2-10 史跡・文化財一覧

名称	分類	種別	名称	分類	種別
市街化区域			市街化調整区域		
1 小泉神社本殿	国指定重要文化財	建造物	18 春日神社本殿	国指定重要文化財	建造物
2 慈光院	国指定重要文化財	建造物	19 旧臼井家住宅	国指定重要文化財	建造物
3 額安寺五輪塔	国指定重要文化財	建造物	20 旧岩本家住宅	国指定重要文化財	建造物
4 額田絵窯跡	史跡名勝天然記念物	史跡・名勝	21 松尾寺本堂	国指定重要文化財	建造物
5 慈光院庭園	史跡名勝天然記念物	史跡・名勝	22 矢田坐久志玉比呂神社	国指定重要文化財	建造物
6 葉本家住宅主屋	登録有形文化財	建造物	24 杵築神社本殿	奈良県指定文化財	建造物
7 西田家住宅主屋中央棟ほか	登録有形文化財	建造物	25 杵築神社宝殿	奈良県指定文化財	建造物
8 杉山小児科医院診療棟ほか	登録有形文化財	建造物	26 八幡神社本殿	奈良県指定文化財	建造物
9 旧川本家住宅館ほか	登録有形文化財	建造物	27 旧木村家住宅	奈良県指定文化財	建造物
10 葉園八幡神社本殿	奈良県指定文化財	建造物	28 旧吉川家住宅	奈良県指定文化財	建造物
11 旧奈良県立図書館	奈良県指定文化財	建造物	29 旧萩原家住宅	奈良県指定文化財	建造物
12 葉園寺本堂	奈良県指定文化財	建造物	30 旧鹿沼家住宅	奈良県指定文化財	建造物
13 郡山城跡	奈良県指定文化財	史跡	31 金剛山寺本堂(矢田寺)	奈良県指定文化財	建造物
14 小泉大塚古墳	奈良県指定文化財	史跡	32 旧松井家住宅	奈良県指定文化財	建造物
15 永慶寺山門	大和郡山市指定文化財	建造物	33 旧八重川家住宅	奈良県指定文化財	建造物
16 十三重石塔	大和郡山市指定文化財	建造物	34 旧前坊家住宅	奈良県指定文化財	建造物
17 大納言塚	大和郡山市指定文化財	史跡	35 額安寺宝篋印塔	奈良県指定文化財	建造物
市街化区域 計		10.32ha	36 額安寺本堂	大和郡山市指定文化財	建造物
			37 若槻環濠及び集落	大和郡山市指定文化財	史跡
			38 稗田環濠及び集落	大和郡山市指定文化財	史跡
			39 割塚古墳	大和郡山市指定文化財	史跡
			40 歌ヶ崎廟	大和郡山市指定文化財	史跡
			市街化調整区域 計		3.03ha

出典：郡山城跡については、平成30年筆界確認書より判定。
 その他は大和郡山市ホームページをもとに航空写真より算定

